

湯来地域における小中一貫教育校の開校に向けた取組状況について

1 経緯

湯来地域における小学校、中学校については、地域住民が主体となって、その在り方の検討が進められ、同地域の小学校 3 校（湯来東小学校、湯来西小学校、湯来南小学校）及び中学校 2 校（湯来中学校、砂谷中学校）を 1 校に統合し、湯来ならではの魅力的な小中一貫教育を行う学校を設置することなどを求める提言書が、令和 4 年 9 月に本市に提出された。

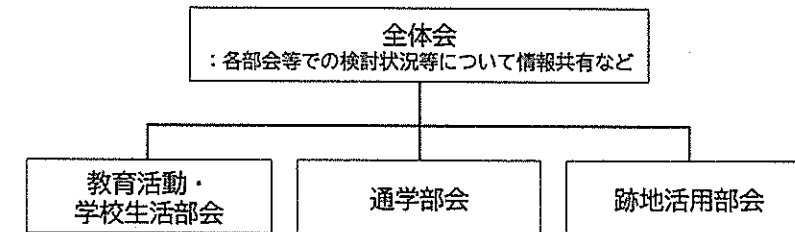
その後、同地域において、保護者や地域団体の代表者で構成された「湯来地域における小中一貫教育校設置検討会議」が設置され、提言書の内容の具体化に向けた協議が進められた結果、現在、「湯来南庭球場、湯来南運動広場、湯来体育館」の施設がある敷地を活用した小中一貫教育校の新設を希望することで、令和 5 年 1 2 月に地域の意見がまとまった。

これを受けて、本市では、令和 6 年 4 月に、この新設校に係る教育内容や施設整備の方向性を取りまとめた「湯来地域における小中一貫教育校に係る基本構想（以下「基本構想」という。）」を策定し、令和 1 2 年 4 月の開校に向け、諸準備に取り組んでいるところである。

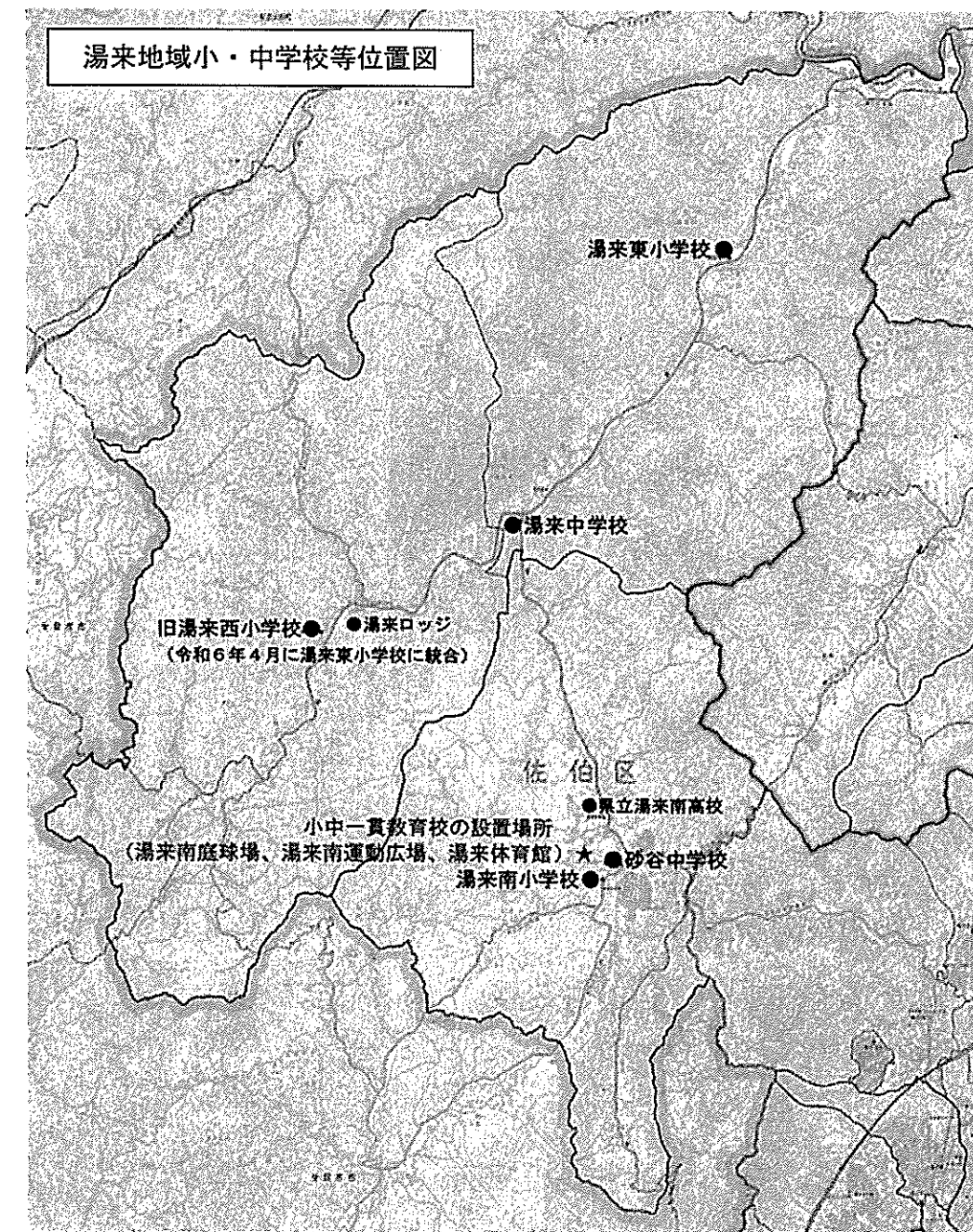
なお、児童数が特に少ない状況にあった湯来西小学校については、地域の意向を踏まえ、将来的には小中一貫教育校への統合を前提に、令和 6 年 4 月に湯来東小学校に先行統合している。

【参考 1】

湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議
（保護者や地域団体の代表者、学校関係者及び教育委員会等により構成）



【参考 2】



2 開校に向けた取組状況

(1) 「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議」における検討

新設校に係る教育活動や学校生活、通学手段、また、統合に伴い廃校となる各学校の跡地等の活用などの具体化を進めるため、令和 6 年 7 月に、本市が主体となって、保護者や地域団体の代表者、学校関係者等を構成員とする「湯来地域における小中一貫教育校開校準備会議」を設置した。

現在、同準備会議において、全体会及び 3 つの部会（教育活動・学校生活部会、通学部会及び跡地活用部会）を設け、本市の既存小中一貫教育校（似島、戸山、阿戸）における事例等を踏まえた新設校における教育内容等の検討や、統合に伴い遠距離通学となる児童生徒への対応の検討などに取り組んでいる。

なお、先行統合した旧湯来西小学校については、同学区の児童を湯来東小学校に送迎するためのスクールバスを運行しているほか、跡地等については、地域の意向により、ひろしま LMO の活動拠点等に活用されている。

(2) 施設整備

新設校の施設整備スケジュールについては、令和 7、8 年度に基本・実施設計を、令和 9 年度から 1 1 年度までに新築工事を行い、令和 1 2 年 4 月の開校を目指すこととしている。

令和 7 年度においては、基本・実施設計に着手することとしており、新設校の設計に当たって必要となる技術的な条件などの前提事項を整理した基本計画に基づきプロポーザル方式による事業者の選定を実施した。その選定結果は次のとおりであり、今後、設計候補者との契約締結に向けて事務手続きを進めることとしている。

【基本・実施設計に係るプロポーザル方式による事業者選定の結果】

- ◎ 設 計 候 補 者：株式会社 教育施設研究所
- ◎ 技術提案の内容：別紙のとおり。

3 今後の取組

小中一貫教育校の設置に併せて地域の活性化に資するような跡地活用策等の検討を進めるとともに、地域資源を生かしたキャリア教育や自然体験学習など特色ある教育内容等の具体化を進めることにより、小中一貫教育校で学ぶ子どもたちにとって、確かな学力を身に付け健やかに成長していくことができる魅力的な学校となるよう、地域との連携を密にしながら、令和 1 2 年 4 月の開校に向けて着実に取り組む。

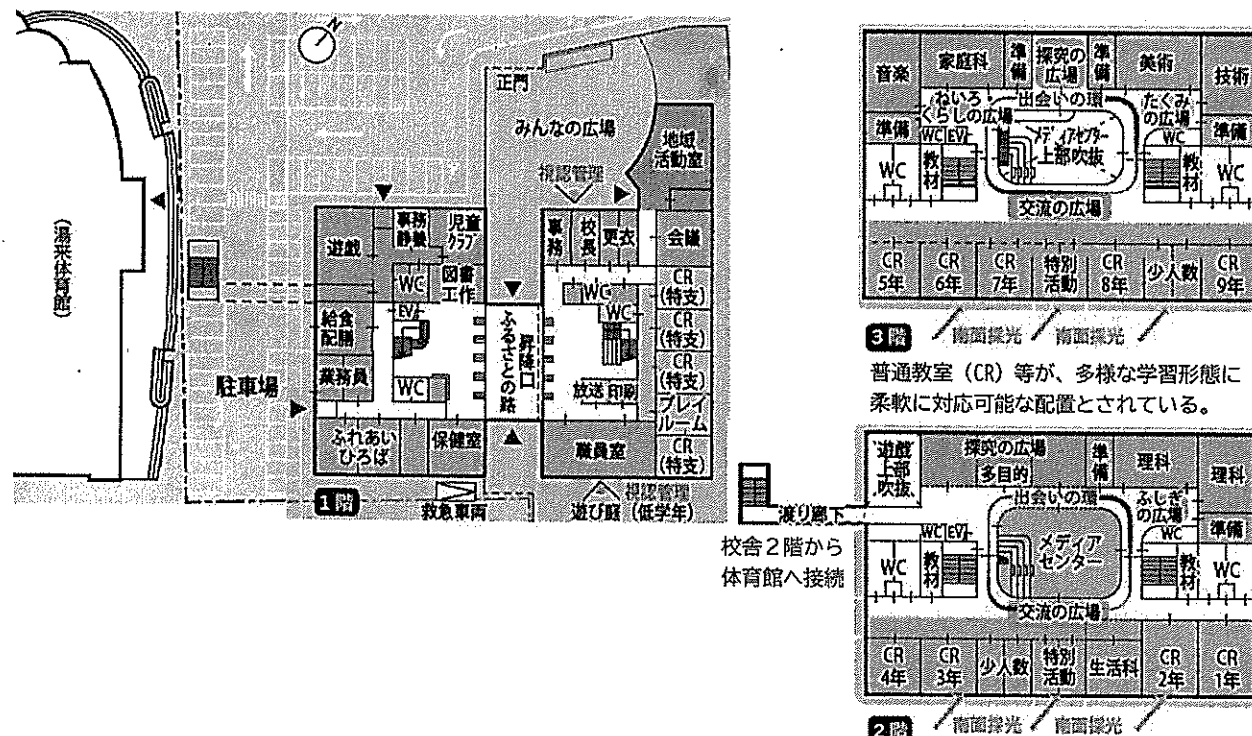
湯来地域における小中一貫教育校校舎新築工事に伴う基本・実施設計業務に係る技術提案の主な内容

この資料は、プロポーザル方式による事業者選定に当たって設計候補者（民間事業者）が技術提案した内容をもとに作成したものである。このため、今後、基本・実施設計業務を行う中で変更となる可能性がある。

【外観イメージ】

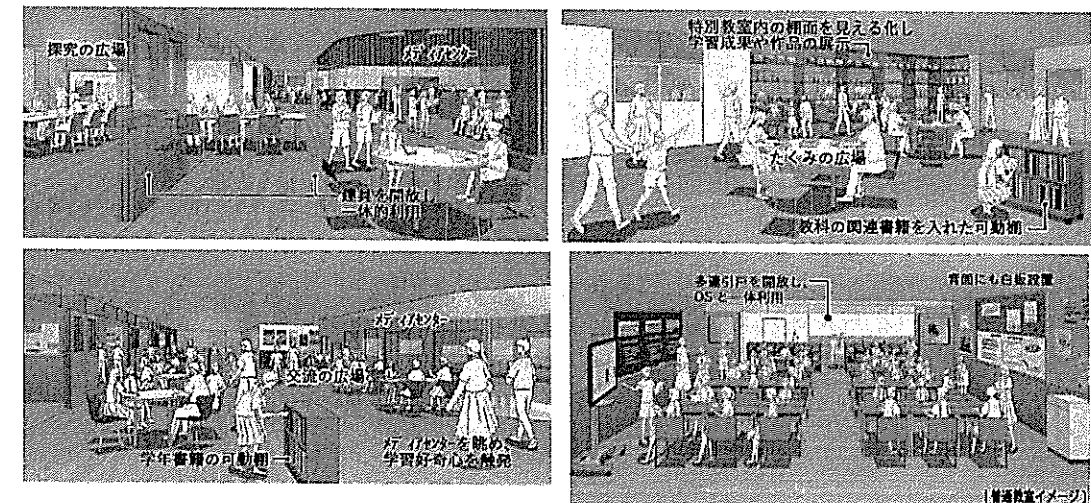
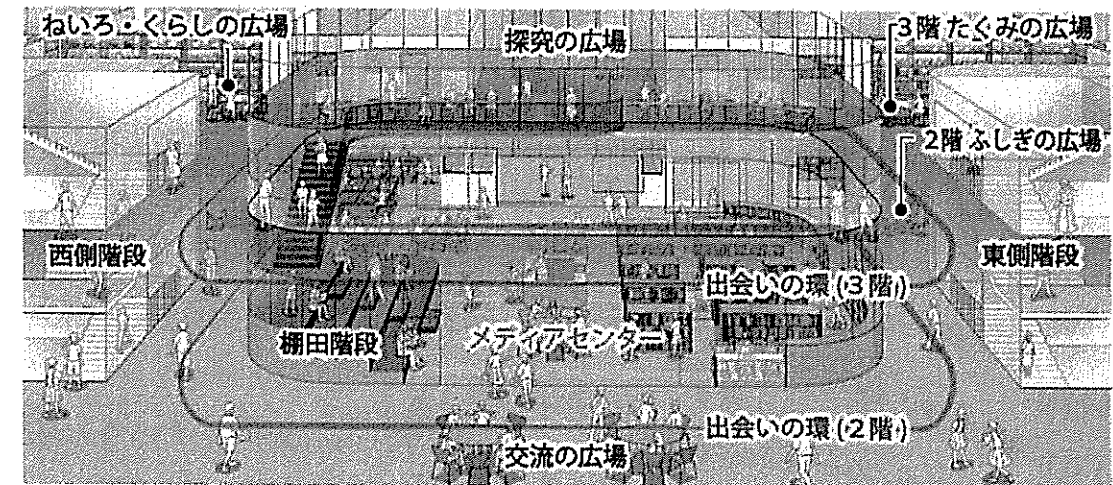


【平面図】



【特色】

- ① 図書室とコンピューター教室の機能を一体的に整備したメディアセンターを核として回遊動線に諸室や多目的スペースを配置することにより、児童生徒の日常的な交流の機会を創出するとともに、学びへの意欲や探求心等を引き出す学習空間を形成する。



- ② 地域活動室や“みんなの広場”といった地域開放（地域利用）エリアを一体的に整備することにより、地域コミュニティの拠点としての機能を発揮するとともに、地域住民と児童生徒との交流や、学校と地域との連携・協働による活動の場を創出する。また、児童生徒の安全な遊び場としても使用することができる。

